

添付図書一覧
(認定基準 規則第10条の3第1項 第1号)

部 数：正副各1部（正は全て原本、副は写しでも可（公図、全部事項証明書等））

手数料：27,000円

図 面：サイズ指定なし（縮小図面とする場合は、縮小後の縮尺を併記）

No	名 称	様式	備 考	添付 確認
1	認定申請書（第一面から第三面）	指定	・建築基準法施行規則に規定された様式を使用してください	
2	委任状		・設計者等が申請の代理を行う場合に必要 ※委任者の氏名は自署によるもの又は記名押印となります	
3	付近見取図		・計画敷地範囲を明示（色付け等） ※広い敷地の場合は申請建物位置も示してください	
4	配置図 （駐車スペース・塀等の外構計画を含む）		・申請空地部分に「法第43条第2項第1号許可申請空地」等と記載 ・敷地との境界線は、「道路状空地境界線」と記載 ・接続先道路の内容（道路種別・市道〇〇号線・幅員等）を記載 ・申請空地は接続先道路から申請地までの範囲を記載 （沿線の敷地・建物形状を含む（部分記載で可））	
5	求積表（敷地・建物） ※配置図・平面図等への記載でも可			
6	各階平面図			
7	2面以上の立面図			
8	2面以上の断面図			
9	公図（原本）※	指定		
10	公図（写し）		・接続先道路を緑色、空地部分を青色で、計画敷地を赤色で記載	
11	全部事項証明書※	指定	・空地部分の土地	
12	現況写真		・接続先道路、空地、申請敷地 ※配置図等に撮影方向を記載	
13	協議経過書	指定	・空地部分の維持管理・通行上の使用について管理者と協議 （担当者名も記載）	
14	承諾書及び印鑑登録証明書 （空地部分が私有地である場合）		・権利者（抵当権者の乙区分を含む）の記名押印	
15	その他認定に必要な書類			

※公図、全部事項証明書及び印鑑登録証明書等は発行後3ヶ月以内のもの

※印鑑登録証明書及び住所が全部事項証明書と一致しない場合については、住民票・除票等（法人の場合は履歴全部事項証明書等）で経過を確認できる資料を添付

※相続登記がなされていない場合については、相続関係図及び戸籍謄本等の確認ができる書類を添付の上、相続対象者全員（法定相続人）からの承諾書を添付

【認定(2):位置指定道路の基準に適合する道】

添付図書一覧
(認定基準 規則第10条の3第1項 第2号)

部 数：正副各1部（正は全て原本、副は写しでも可（公図、全部事項証明書等））

手数料：27,000円

図 面：サイズ指定なし（縮小図面とする場合は、縮小後の縮尺を併記）

No	名 称	様式	備 考	添付 確認
1	認定申請書（第一面から第三面）	指定	・建築基準法施行規則に規定された様式を使用してください	
2	委任状		・設計者等が申請の代理を行う場合に必要 ※委任者の氏名は自署によるもの又は記名押印となります	
3	付近見取図		・計画敷地範囲を明示（色付け等） ※広い敷地の場合は申請建物位置も示してください	
4	配置図 （駐車スペース・塀等の外構計画を含む）		・申請空地部分に「法第43条第2項第1号許可申請空地」等と記載 ・敷地との境界線は、「道路状空地境界線」と記載 ・接続先道路の内容（道路種別・市道〇〇号線・幅員等）を記載 ・申請空地は接続先道路から申請地までの範囲を記載 （沿線の敷地・建物形状を含む（部分記載で可））	
5	求積表（敷地・建物） ※配置図・平面図等への記載でも可			
6	各階平面図			
7	2面以上の立面図			
8	2面以上の断面図			
9	公図（原本）※	指定		
10	公図（写し）		・接続先道路を緑色、空地部分を青色で、計画敷地を赤色で記載	
11	全部事項証明書※	指定	・空地部分の土地	
12	現況写真		・接続先道路、空地、申請敷地 ※配置図等に撮影方向を記載	
13	協議経過書	指定	・空地部分の維持管理・通行上の使用について管理者と協議	
14	承諾書及び印鑑登録証明書 （空地部分が私有地である場合）		・権利者（抵当権者の乙区分を含む）の記名押印	
15	空地の詳細図等		・令144条の4第1項各号に規定する認定基準の適合性審査に必要な事項 ・位置指定道路の申請添付図書に準じる	
16	その他認定に必要な書類			

※公図、全部事項証明書及び印鑑登録証明書等は発行後3ヶ月以内のもの

※印鑑登録証明書及び住所が全部事項証明書と一致しない場合については、住民票・除票等（法人の場合は履歴全部事項証明書等）で経過を確認できる資料を添付

※相続登記がなされていない場合については、相続関係図及び戸籍謄本等の確認ができる書類を添付の上、相続対象者全員（法定相続人）からの承諾書を添付

※承諾書は、「道を将来にわたって通行すること」及び「令第144条の4第1項各号の基準に適合するように管理すること」について承諾した内容とする

【許可:(1)公園、緑地、広場等内又は接する敷地に計画する建築物】
添付図書一覧
(許可基準 規則第10条の3第4項 第1号)

部 数：正副各1部（正は全て原本、副は写しでも可（公図、全部事項証明書等））

手数料：33,000円

図 面：サイズ指定なし（縮小図面とする場合は、縮小後の縮尺を併記）

No	名 称	様式	備 考	添付 確認
1	許可申請書（第一面から第三面）	指定	・建築基準法施行規則に規定された様式を使用してください	
2	委任状		・設計者等が申請の代理を行う場合に必要 ※委任者の氏名は自署によるもの又は記名押印となります	
3	付近見取図		・申請敷地範囲を明示（色付け等） ※広い敷地の場合は申請建物位置も示してください	
4	配置図 （駐車スペース・塀等の外構計画を含む）		・申請空地部分に「法第43条第2項第2号許可申請空地」等と記載 ・敷地との境界線は、「道路状空地境界線」と記載 ・接続先道路の内容（道路種別・市道〇〇号線・幅員等）を記載 ・空地は接続先道路から申請敷地までの範囲を記載 （沿線の敷地・建物形状を含む（部分記載で可））	
5	求積表（敷地・建物） ※配置図・平面図等への記載でも可			
6	各階平面図			
7	2面以上の立面図			
8	2面以上の断面図			
9	公図（原本）※	指定		
10	公図（写し）		・空地部分を青色で、計画敷地を赤色で記載	
11	全部事項証明書※	指定	・空地部分の土地	
12	現況写真		・空地、申請敷地 ※配置図等に撮影方向を記載	
13	協議経過書	指定	・空地部分の維持管理・通行上の使用について管理者と協議	
14	承諾書及び印鑑登録証明書 （空地部分が私有地である場合）		・権利者（抵当権者の乙区分を含む）の記名押印	
15	その他許可に必要な書類			

※公図、全部事項証明書及び印鑑登録証明書等は発行後3ヶ月以内のもの

※印鑑登録証明書及び住所が全部事項証明書と一致しない場合については、住民票・除票等（法人の場合は履歴全部事項証明書等）で経過を確認できる資料を添付

※相続登記がなされていない場合については、相続関係図及び戸籍謄本等の確認ができる書類を添付の上、相続対象者全員（法定相続人）からの承諾書を添付

添付図書一覧
(許可基準 規則第10条の3第4項 第2号)

部 数：正副各1部（正は全て原本、副は写しでも可（公図、全部事項証明書等））

手数料：33,000円

図 面：サイズ指定なし（縮小図面とする場合は、縮小後の縮尺を併記）

No	名 称	様式	備 考	添付 確認
1	許可申請書（第一面から第三面）	指定	・建築基準法施行規則に規定された様式を使用してください	
2	委任状		・設計者等が申請の代理を行う場合に必要 ※委任者の氏名は自署によるもの又は記名押印となります	
3	付近見取図		・申請敷地範囲を明示（色付け等） ※広い敷地の場合は申請建物位置も示してください	
4	配置図 （駐車スペース・塀等の外構計画を含む）		・申請空地部分に「法第43条第2項第2号許可申請空地」等と記載 ・敷地との境界線は、「道路状空地境界線」と記載 ・接続先道路の内容（道路種別・市道〇〇号線・幅員等）を記載 ・空地は接続先道路から申請敷地までの範囲を記載 （沿線の敷地・建物形状を含む（部分記載で可））	
5	求積表（敷地・建物） ※配置図・平面図等への記載でも可			
6	各階平面図			
7	2面以上の立面図			
8	2面以上の断面図			
9	公図（原本）※	指定		
10	公図（写し）		・接続先道路を緑色、空地部分を青色で、計画敷地を赤色で記載	
11	全部事項証明書※	指定	・空地部分の土地	
12	現況写真		・接続先道路、空地、申請敷地 ※配置図等に撮影方向を記載	
13	協議経過書	指定	・空地部分の維持管理・通行上の使用について管理者と協議	
14	承諾書及び印鑑登録証明書 （空地部分が私有地である場合）		・権利者（抵当権者の乙区分を含む）の記名押印	
15	その他許可に必要な書類			

※公図、全部事項証明書及び印鑑登録証明書等は発行後3ヶ月以内のもの

※印鑑登録証明書及び住所が全部事項証明書と一致しない場合については、住民票・除票等（法人の場合は履歴全部事項証明書等）で経過を確認できる資料を添付

※相続登記がなされていない場合については、相続関係図及び戸籍謄本等の確認ができる書類を添付の上、相続対象者全員（法定相続人）からの承諾書を添付

添付図書一覧
(許可基準 規則第10条の3第4項 第3号)

部 数：正副各1部（正は全て原本、副は写しでも可（公図、全部事項証明書等））

手数料：33,000円

図 面：サイズ指定なし（縮小図面とする場合は、縮小後の縮尺を併記）

No	名 称	様式	備 考	添付 確認
1	許可申請書（第一面から第三面）	指定	・建築基準法施行規則に規定された様式を使用してください	
2	委任状		・設計者等が申請の代理を行う場合に必要 ※委任者の氏名は自署によるもの又は記名押印となります	
3	付近見取図		・申請敷地範囲を明示（色付け等） ※広い敷地の場合は申請建物位置も示してください	
4	配置図 （駐車スペース・塀等の外構計画を含む）		・申請空地部分に「法第43条第2項第2号許可申請空地」等と記載 ・敷地との境界線は、「道路状空地境界線」と記載 ・接続先道路の内容（道路種別・市道〇〇号線・幅員等）を記載 ・空地は接続先道路から申請敷地までの範囲を記載 （沿線の敷地・建物形状を含む（部分記載で可））	
5	求積表（敷地・建物） ※配置図・平面図等への記載でも可			
6	各階平面図			
7	2面以上の立面図			
8	2面以上の断面図			
9	公図（原本）※	指定		
10	公図（写し）		・接続先道路を緑色、空地部分を青色で、計画敷地を赤色で記載	
11	全部事項証明書※	指定	・空地部分の土地	
12	現況写真		・接続先道路、空地、申請敷地 ※配置図等に撮影方向を記載	
13	協議経過書	指定	・空地部分の維持管理・通行上の使用について管理者と協議	
14	承諾書及び印鑑登録証明書 （空地部分が私有地である場合）		・権利者（抵当権者の乙区分を含む）の記名押印	
15	以前の確認通知書の写し、確認済証明書又は建築計画概要書			
16	現況の配置図			
17	現況の各階平面図			
18	その他許可に必要な書類			

※公図、全部事項証明書及び印鑑登録証明書等は発行後3ヶ月以内のもの

※印鑑登録証明書及び住所が全部事項証明書と一致しない場合については、住民票・除票等（法人の場合は履歴全部事項証明書等）で経過を確認できる資料を添付

※相続登記がなされていない場合については、相続関係図及び戸籍謄本等の確認ができる書類を添付の上、相続対象者全員（法定相続人）からの承諾書を添付

添付図書一覧
(許可基準 規則第10条の3第4項 第3号)

部 数：正副各1部（正は全て原本、副は写しでも可（公図、全部事項証明書等））

手数料：33,000円

図 面：サイズ指定なし（縮小図面とする場合は、縮小後の縮尺を併記）

No	名 称	様式	備 考	添付 確認
1	許可申請書（第一面から第三面）	指定	・建築基準法施行規則に規定された様式を使用してください	
2	委任状		・設計者等が申請の代理を行う場合に必要 ※委任者の氏名は自署によるもの又は記名押印となります	
3	付近見取図		・申請敷地範囲を明示（色付け等） ※広い敷地の場合は申請建物位置も示してください	
4	配置図 （駐車スペース・塀等の外構計画を含む）		・申請空地部分に「法第43条第2項第2号許可申請空地」等と記載 ・敷地との境界線は、「道路状空地境界線」と記載 ・接続先道路の内容（道路種別・市道〇〇号線・幅員等）を記載 ・空地は接続先道路から申請敷地までの範囲を記載 （沿線の敷地・建物形状を含む（部分記載で可））	
5	求積表（敷地・建物） ※配置図・平面図等への記載でも可			
6	各階平面図			
7	2面以上の立面図			
8	2面以上の断面図			
9	公図（原本）※	指定		
10	公図（写し）		・接続先道路を緑色、空地部分を青色で、計画敷地を赤色で記載	
11	全部事項証明書※	指定	・空地部分の土地	
12	現況写真		・接続先道路、空地、申請敷地、既存建築物 ※配置図等に撮影方向を記載	
13	協議経過書	指定	・空地部分の維持管理・通行上の使用について管理者と協議	
14	承諾書及び印鑑登録証明書 （空地部分が私有地である場合）		・権利者（抵当権者の乙区分を含む）の記名押印	
15	基準時における建築物や周囲の状況が判断 できる資料		※基準時以前の航空写真など	
16	基準時の配置図			
17	基準時の各階平面図			
18	その他許可に必要な書類			

※公図、全部事項証明書及び印鑑登録証明書等は発行後3ヶ月以内のもの

※印鑑登録証明書及び住所が全部事項証明書と一致しない場合については、住民票・除票等（法人の場合は履歴全部事項証明書等）で経過を確認できる資料を添付

※相続登記がなされていない場合については、相続関係図及び戸籍謄本等の確認ができる書類を添付の上、相続対象者全員（法定相続人）からの承諾書を添付

添付図書一覧
(許可基準 規則第10条の3第4項 第3号)

部 数：正副各1部（正は全て原本、副は写しでも可（公図、全部事項証明書等））

手数料：33,000円

図 面：サイズ指定なし（縮小図面とする場合は、縮小後の縮尺を併記）

No	名 称	様式	備 考	添付 確認
1	許可申請書（第一面から第三面）	指定	・建築基準法施行規則に規定された様式を使用してください	
2	委任状		・設計者等が申請の代理を行う場合に必要 ※委任者の氏名は自署によるもの又は記名押印となります	
3	付近見取図		・申請敷地範囲を明示（色付け等） ※広い敷地の場合は申請建物位置も示してください	
4	配置図 （駐車スペース・塀等の外構計画を含む）		・申請空地部分に「法第43条第2項第2号許可申請空地」等と記載 ・敷地との境界線は、「道路状空地境界線」と記載 ・接続先道路の内容（道路種別・市道〇〇号線・幅員等）を記載 ・空地は接続先道路から申請敷地までの範囲を記載 （沿線の敷地・建物形状を含む（部分記載で可））	
5	求積表（敷地・建物） ※配置図・平面図等への記載でも可			
6	各階平面図			
7	2面以上の立面図			
8	2面以上の断面図			
9	公図（原本）※	指定		
10	公図（写し）		・接続先道路を緑色、空地部分を青色で、計画敷地を赤色で記載	
11	全部事項証明書※	指定	・空地部分の土地	
12	現況写真		・接続先道路、空地、申請敷地 ※配置図等に撮影方向を記載	
13	協議経過書	指定	・空地部分の維持管理・通行上の使用について管理者と協議	
14	承諾書及び印鑑登録証明書 （空地部分が私有地である場合）		・権利者（抵当権者の乙区分を含む）の記名押印	
15	その他許可に必要な書類			

※公図、全部事項証明書及び印鑑登録証明書等は発行後3ヶ月以内のもの

※印鑑登録証明書及び住所が全部事項証明書と一致しない場合については、住民票・除票等（法人の場合は履歴全部事項証明書等）で経過を確認できる資料を添付

※相続登記がなされていない場合については、相続関係図及び戸籍謄本等の確認ができる書類を添付の上、相続対象者全員（法定相続人）からの承諾書を添付

添付図書一覧
(許可基準 規則第10条の3第4項 第3号)

部 数：正副各1部（正は全て原本、副は写しでも可（公図、全部事項証明書等））

手数料：33,000円

図 面：サイズ指定なし（縮小図面とする場合は、縮小後の縮尺を併記）

No	名 称	様式	備 考	添付 確認
1	許可申請書（第一面から第三面）	指定	・建築基準法施行規則に規定された様式を使用してください	
2	委任状		・設計者等が申請の代理を行う場合に必要 ※委任者の氏名は自署によるもの又は記名押印となります	
3	付近見取図		・申請敷地範囲を明示（色付け等） ※広い敷地の場合は申請建物位置も示してください	
4	配置図 （駐車スペース・塀等の外構計画を含む）		・申請空地部分に「法第43条第2項第2号許可申請空地」等と記載 ・敷地との境界線は、「道路状空地境界線」と記載 ・接続先道路の内容（道路種別・市道〇〇号線・幅員等）を記載 ・空地は接続先道路から申請敷地までの範囲を記載 （沿線の敷地・建物形状を含む（部分記載で可））	
5	求積表（敷地・建物） ※配置図・平面図等への記載でも可			
6	各階平面図			
7	2面以上の立面図			
8	2面以上の断面図			
9	公図（原本）※	指定		
10	公図（写し）		・接続先道路を緑色、空地部分を青色で、計画敷地を赤色で記載	
11	全部事項証明書※	指定	・空地部分の土地	
12	現況写真		・接続先道路、空地、申請敷地 ※配置図等に撮影方向を記載	
13	協議経過書	指定	・空地部分の維持管理・通行上の使用について管理者と協議	
14	承諾書及び印鑑登録証明書 （空地部分が私有地である場合）		・権利者（抵当権者の乙区分を含む）の記名押印	
15	その他許可に必要な書類			

※公図、全部事項証明書及び印鑑登録証明書等は発行後3ヶ月以内のもの

※印鑑登録証明書及び住所が全部事項証明書と一致しない場合については、住民票・除票等（法人の場合は履歴全部事項証明書等）で経過を確認できる資料を添付

※相続登記がなされていない場合については、相続関係図及び戸籍謄本等の確認ができる書類を添付の上、相続対象者全員（法定相続人）からの承諾書を添付

【許可：(3)⑤敷地と道路との間に里道等が介在する場合】

添付図書一覧
(許可基準 規則第10条の3第4項 第3号)

部 数：正副各1部（正は全て原本、副は写しでも可（公図、全部事項証明書等））

手数料：33,000円

図 面：サイズ指定なし（縮小図面とする場合は、縮小後の縮尺を併記）

No	名 称	様式	備 考	添付 確認
1	許可申請書（第一面から第三面）	指定	・建築基準法施行規則に規定された様式を使用してください	
2	委任状		・設計者等が申請の代理を行う場合に必要 ※委任者の氏名は自署によるもの又は記名押印となります	
3	付近見取図		・申請敷地範囲を明示（色付け等） ※広い敷地の場合は申請建物位置も示してください	
4	配置図 （駐車スペース・塀等の外構計画を含む）		・申請空地部分に「法第43条第2項第2号許可申請空地」等と記載 ・敷地との境界線は、「道路状空地境界線」と記載 ・接続先道路の内容（道路種別・市道〇〇号線・幅員等）を記載 ・空地は接続先道路から申請敷地までの範囲を記載 （沿線の敷地・建物形状を含む（部分記載で可））	
5	求積表（敷地・建物） ※配置図・平面図等への記載でも可			
6	各階平面図			
7	2面以上の立面図			
8	2面以上の断面図			
9	公図（原本）※	指定		
10	公図（写し）		・接続先道路を緑色、空地部分を青色で、計画敷地を赤色で記載	
11	全部事項証明書※	指定	・空地部分の土地	
12	現況写真		・接続先道路、里道等、申請敷地 ※配置図等に撮影方向を記載	
13	協議経過書	指定	・空地部分の維持管理・通行上の使用について管理者と協議	
14	その他許可に必要な書類			

※公図、全部事項証明書及び印鑑登録証明書等は発行後3ヶ月以内のもの

※印鑑登録証明書及び住所が全部事項証明書と一致しない場合については、住民票・除票等（法人の場合は履歴全部事項証明書等）で経過を確認できる資料を添付

※相続登記がなされていない場合については、相続関係図及び戸籍謄本等の確認ができる書類を添付の上、相続対象者全員（法定相続人）からの承諾書を添付

【許可：(3)⑥都市計画法第29条の許可により築造される道路予定地に2m以上接する場合】
添付図書一覧
(許可基準 規則第10条の3第4項 第3号)

部 数：正副各1部（正は全て原本、副は写しでも可（公図、全部事項証明書等））

手数料：33,000円

図 面：サイズ指定なし（縮小図面とする場合は、縮小後の縮尺を併記）

No	名 称	様式	備 考	添付 確認
1	許可申請書（第一面から第三面）	指定	・建築基準法施行規則に規定された様式を使用してください	
2	委任状		・設計者等が申請の代理を行う場合に必要 ※委任者の氏名は自署によるもの又は記名押印となります	
3	付近見取図		・申請敷地範囲を明示（色付け等） ※広い敷地の場合は申請建物位置も示してください	
4	配置図 （駐車スペース・塀等の外構計画を含む）		・申請空地部分に「法第43条第2項第2号許可申請空地」等と記載 ・敷地との境界線は、「道路状空地境界線」と記載 ・接続先道路の内容（道路種別・市道〇〇号線・幅員等）を記載 ・空地は接続先道路から申請敷地までの範囲を記載 （沿線の敷地・建物形状を含む（部分記載で可））	
5	求積表（敷地・建物） ※配置図・平面図等への記載でも可			
6	各階平面図			
7	2面以上の立面図			
8	2面以上の断面図			
9	公図（原本）※	指定		
10	公図（写し）		・接続先道路を緑色、空地部分を青色で、計画敷地を赤色で記載	
11	全部事項証明書※	指定	・空地部分の土地	
12	現況写真		・接続先道路、空地、申請敷地 ※配置図等に撮影方向を記載	
13	当該開発行為の許可書の写し			
14	都市計画法第37条の承認書の写し		・承認前のものにあつては、承認申請書が提出済みであることが確認できるもの	
15	申請敷地及び当該開発道路予定地を含んだ配置図		・土地利用計画図	
16	その他許可に必要な書類			

※公図、全部事項証明書及び印鑑登録証明書等は発行後3ヶ月以内のもの

※印鑑登録証明書及び住所が全部事項証明書と一致しない場合については、住民票・除票等（法人の場合は履歴全部事項証明書等）で経過を確認できる資料を添付

※相続登記がなされていない場合については、相続関係図及び戸籍謄本等の確認ができる書類を添付の上、相続対象者全員（法定相続人）からの承諾書を添付